

「平成 21 年度商工労働観光部の施策」

岩手県商工労働観光部

部長 廣田 淳



昨今の国内経済は、世界的な金融危機などの影響を受け、設備投資や個人消費の減少などにより、急激な悪化が続き、厳しい状況が続いております。

県内経済も、受注の低迷や在庫調整圧力の高まりを背景に、生産は大幅に減少しており、雇用情勢はさらに厳しい状況となっておりますが、一部の業種では生産の急激な下降に歯止めがかかる兆しがみられることなどから、景気の先行きについて、緩やかに回復することを期待しているところであります。

このような経済状況の中、本県が直面する喫緊の課題は、雇用の確保であり、この課題に的確に対応することによって、「自立と共生」に基づく新しい岩手が創られるものと確信しております。

本年度、県商工労働観光部では、雇用の維持・創出と地域経済の活性化等に注力することや昨年度策定した「いわて希望創造プラン」に掲げる施策の着実な推進と県北・沿岸の振興を図ることを施策推進の基本姿勢とし、雇用の維持創出や地域に根ざし世界に挑む産業の育成として、ものづくり産業の集積促進、産業人材の育成、食産業の展開、地域回遊交流型観光の推進、農商工連携の推進、海外市場の展開、中心市街地の活性化などに取り組んで参ります。

特に、雇用の維持・創出に関する施策については、急激に悪化した雇用情勢に対応するため、緊急的な雇用機会の提供や安定的な雇用機会の創出に取り組むとともに、求職者を総合的に支援する拠点の設置や関係機関との連携を強化し、様々な方法で就業の支援を行います。

また、景気悪化による影響が大きい中小企業の運転資金を融資するなど中小企業の事業活動支援を行うほか、引き続き、自動車・半導体関連産業などを核としたものづくり産業のさらなる集積を促進するとともに、特に県北・沿岸地域の振興に重点を置きながら、地域の特性や文化的魅力、人材など本県が有するさまざまな資源や強みを生かした産業の展開を促進し、地域に根ざし世界に挑む産業の育成を進めます。

これらの施策を効果的に展開し、現在の危機を希望に換え、危機の中で県民が結集して困難に立ち向かうことによって、この危機を克服するものと確信しておりますので、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様の御支援、御協力や県中小企業団体中央会を始めとする産業支援機関との連携、協働をいただき、今後とも、本県産業振興施策の推進に御支援賜りますようお願いいたします。

商業者と県立大学生との連携事業 実施報告

本会では盛岡市補助事業として、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までの期間「盛岡市商店街先進的経営支援事業」を実施した。

本事業は、商業者と消費者に近い感覚を有する学生が連携し、専門家(コンサルタント)によるアドバイスを受けながら、自店における「仮説 - 実行 - 検証」のサイクルを確立させ、個店の魅力向上、特色・個性の明確化、消費者への情報発信、自店の経営体質の改善及び客数・売上増を図ることにより商店街の賑わいを創出することを目的として実施したものである。

事業スキーム、事業参加者・機関及び事業実施内容は以下の通りである。



事業参加者・機関	
商業者	盛岡市肴町(商振)「ほっといわて」 盛岡大通商店街(協)「さわや書店」
学生	岩手県立大学総合政策学部 経営分析実習(山本健博士)受講3名
専門家	宮経営コンサルタント事務所 代表 中小企業診断士 宮 健 氏
事務局	岩手県中小企業団体中央会

1. キックオフミーティング

両商店街へのヒアリング、各種実施済調査結果から、立地特性、問題点・課題等の分析を実施。

2. 経営研究(個店訪問・グループミーティング)

(1) 個店訪問

参加店舗へ学生及び専門家が訪問。店主との対話を通じて「現状の把握と経営課題等の確認」「改善提案内容の修正と決定」「12月取組実績の検証」をテーマに実施。

(2) グループミーティング

個店へのヒアリング結果及び事前調査票を元に企業分析を実施し、売上・客数増のための改善提案内容を検討・策定作業を実施。また、取組実績・結果から改善提案内容(修正版)の策定作業を実施。

3. 成果報告会

本事業で実施した内容・成果について発表するとともに、参加2店舗に対して改善提案(修正版)を実施。

次に、参加2店舗が実行した内容(一部)を紹介する。

その1「イベントの日は半纏を着用してにぎわいを創出・イベント実施日の認知度向上」

毎月4回の5%OFFの日に半纏を着用することで、普段の日と違うという差別化に成功、また通行者を店内に誘導することにも成功し、前年対比売上5%以上UPとなった。



その2「おすすめコーナー、ギフトコーナーの設置」

おすすめコーナーに陳列した商品は認知度も上がり、販売数がアップした。また、店員との会話のネタにもなった。

昨年まではギフト販売は顧客からの申し出があれば詰め合わせていたが、今回はお歳暮にターゲットをあわせ、県産品のギフト販売を提案したところ、前年対比売上180%UPとなった。



その3「手帳のバリエーション・量を増やすとともに関連書籍も陳列しボリューム感の創出を図る」

年々手帳の出荷量、販売額が増えていること、不況下では企業からの粗品としての手帳の配布が減ることから、店頭での手帳の販促を例年よりも早めに、かつ多くの種類を用意して販促に努めた結果、手帳の返品率は例年30%であったものが10%まで減少するなど、販売数の20%UPとなった。



そのほかにも、映画関連書籍の棚を設置したところ、映画館より割引チケットの提供の申し出を受けるなど、他業種とのつながりが出来るなどもあった。また、両店舗に共通したのは、今回取り組んだことで店員が積極性をもって主体的に取り組もうとする意識が出てきたという声が聞かれた。

今回の取り組みでスタッフの意識が変わったことは、今後も主体的に改善への取り組みをしていくことを期待させるものである。

成功店モデル創出波及事業(ウルトラD宮古)実施報告

1. 事業の目的と実施概要

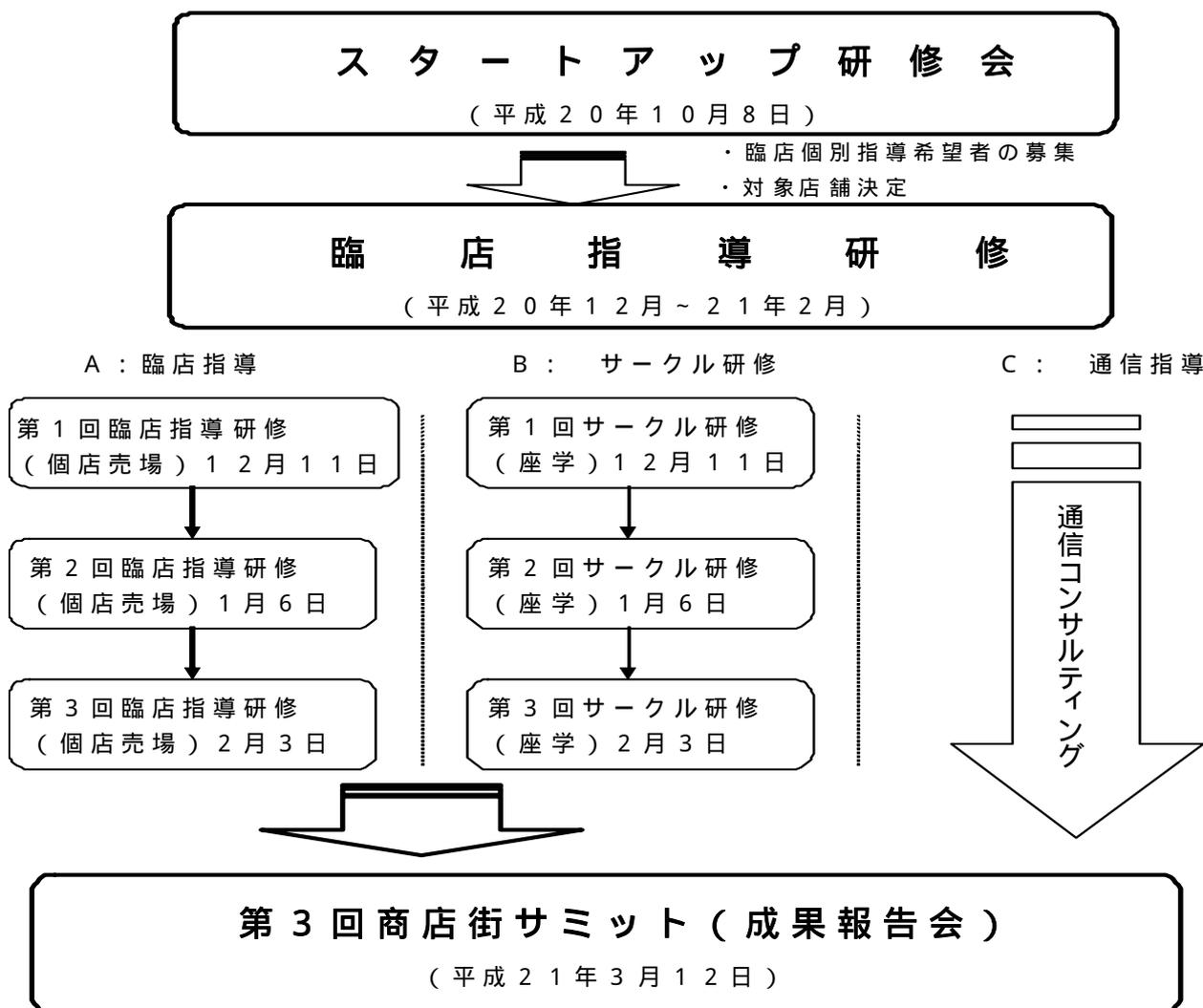
本会が事務局をあずかる岩手県商店街振興組合連合会では、魅力ある商店街実現のため、商店街を形成する個店の魅力向上、商店街の活性化手法の修得に向け、店舗の魅力向上に係るノウハウの共有を図り、商店街活性化に繋げることを目的に、昨年度、宮古市の宮古市末広町商店街振興組合、宮古市中央通商店街振興組合の両組合の構成員店舗を対象に成功店モデル創出波及事業(ウルトラD宮古)を実施した。

専門家にはウルトラDの提唱者である福島市在住の中小企業診断士の高橋幸司氏を招聘し、平成20年10月8日に開催したスタートアップ研修会を皮切りに、3店舗を公募。以降12月から本年2月まで個店指導及び個店指導対象店舗によるサークル研修(参加店舗全体会議)を3ヶ月間計3回に亘り、実施した。

さらに、宮古市にて3月12日に開催した第3回商店街サミットでは「個店の魅力」と題し、各参加店舗の方々が取り組み内容とその成果について発表した。なお、本事業実施スキームは次の



とおり。



2. 対象店舗と実績概要

対象となった店舗は「化粧品のお店スマイリー (化粧品・フェイスお手入れ)」、「株式会社坂庄 (雑貨・小物)」、「リラ・パークこなり (書籍・文具・楽器)」の3店舗で、各店舗は毎月自発的にやってみたい取り組み事項を掲げ、専門家からの指導の下、持てるお店の強みを遺憾なく発揮した。

事業実施期間は、折しも昨年後半以降の100年に一度といわれた経済危機の時期と重なり、厳しい景況下での実施にも拘わらず、3店舗の実績は3ヶ月間平均で前年を上回り、特に重要な要素といえる客数伸び率の実績は、回数を重ねるごとに着実に向上しているなど、本事業を通じて商店街店舗のポテンシャルを改めて認識する最良の成果が得られた結果となった。

実施期間中における3店舗の実績概要は、右表のとおり。

3店舗平均実績概要一覧

12月度 (前年対比)	売上伸び率	107%
	客数伸び率	93%
	客単価伸び率	116%
1月度 (前年対比)	売上伸び率	101%
	客数伸び率	98%
	客単価伸び率	103%
2月度 (前年対比)	売上伸び率	113%
	客数伸び率	113%
	客単価伸び率	103%
12月～2月 3ヶ月平均 (前年対比)	売上伸び率	107%
	客数伸び率	101%
	客単価伸び率	108%

なお、平成21年度の成功店モデル創出波及事業 (ウルトラD) は、5月から釜石市で実施される。

組合税務講習会を開催

多くの組合では3月末が決算日となっており、既に具体的な決算手続きに入っていると思われるが、本会では4月22日(水)盛岡市のアイーナにて、税理士の小野寺孝一氏を講師に迎えて組合税務講習会を開催、47名の出席があった。

なお、平成21年度税制改正のうち、中小企業及び中小企業組合の経営に係る税制等で特に重要と思われる事項は以下のとおり。

中小企業の法人税率を18%に引下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31年までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率がこれまでの22%から18%に引き下げられる。

欠損金の繰戻し還付制度の復活

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できる。これにより、例えば平成21年3月の決算が赤字の企業の場合、前期の年間所得からその赤字を差し引いた額で前期の法人税を計算し直して、納めた法人税の一部が還付されることになる(本誌「労働・税務・金融情報コーナー」の「欠損金の繰戻しによる還付の請求について」も参照。)

役員給与の事前届出の記載の簡素化

役員給与の事前確定届出給与の届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略し簡素化が図られる。

21年度 岩手県の中小企業融資制度について

岩手県では、県内の中小企業者の金融の円滑化を図るため、中小企業向け制度融資(県単融資制度)を実施している。平成21年度における中小企業向け制度融資(県単融資制度)の概要については次のとおり。

1. 平成21年度融資枠(単位:百万円)

平成21年度の当初融資枠は、“中小企業経営安定資金”、“小口事業資金”の2つが拡大されている。

資金名	平成21年度 当初融資枠	平成20年度 当初融資枠	前年度比
商工観光振興資金	12,000	12,000	100%
中小企業経営安定資金	30,000	18,000	167%
小口事業資金	9,000	8,099	111%
創造的中小企業支援資金	300	400	75%
県北・沿岸地域振興特別資金	2,000	4,000	50%
岩手起業家育成資金	900	900	100%
合計	54,200	43,399	125%

2. 利率の見直しについて(貸付利率の引下げ)

県単融資制度のすべての資金(経営支援課所管分)の貸付利率について、平成20年度の貸付利率より一律年0.1%引き下げ、中小企業者の金利負担の軽減を図る。

平成21年度県単融資制度の詳細については、次のページのとおりとなっている。

平成21年度 中小企業向け融資制度等一覧表

(平成21年4月1日)

資金の種類	貸付対象者	資金用途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率	保証料率	保証人・担保	申込先等	取扱金融機関
商工観光振興資金	中小企業者	設備資金 運転資金	設備 1億円以内 運転 5,000万円以内	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	【変動金利(貸出時点上限付き)】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.05%以内 3年超10年以内 年2.25%以内 10年超15年以内 年2.45%以内 但し、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動1年以内の手形貸付の場合は、固定とする。 セーフティネット1号～6号の場合は、0.05%減じた率とする	年0.45～1.5% セーフティネット1号～6号 年0.7% セーフティネット7号・8号 年0.6%		取扱金融機関	
中小企業経営安定資金	一般対策	経営の安定に支障を生じている中小企業者	8,000万円以内 (経営安定関連資金及び 原材料高対策資金は 別枠で8,000万円以内)	運転15年以内(3年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内 セーフティネット1号～6号の場合は、0.05%減じた率とする	年0.45～1.5% セーフティネット1号～6号 年0.7% セーフティネット7号・8号 年0.6%	第三者保証人は不要、 担保は取扱金融機関の 所定の条件	商工会議所、商工会の認定後、 取扱金融機関 (緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行 信用金庫 (株)商工組合中央金庫
	原油高対策	原油価格の上昇の影響を受けている 中小企業者							
	原材料高対策	原材料価格の高騰の影響を受けている 中小企業者							
小口事業資金	普通小口	中小企業者	1,250万円以内	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.25%以内 3年超7年以内 年2.45%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人及び担保は不要	商工会議所、商工会 (緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行 信用金庫
	小規模小口	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社、個人)	1,250万円以内 ただし、保証付き融資残高との合計で 1,250万円の範囲内の新規保証に限る。						
	特別小口	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社、個人) 所得税、事業税等の完納者で保証債務残高のない会社、個人	1,250万円以内						
創造的中小企業支援資金	経営の革新に取り組む者 新事業活動促進法の認定を受けた中小企業者 中小企業創造法の認定を受けた中小企業者(創業者含む)	設備 7,000万円以内 運転 5,000万円以内	設備・運転 10年以内(2年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.05%以内 3年超10年以内 年2.25%以内	年0.8% 年0.9% 無担保無保証人の場合は、 年1.1%	第三者保証人は不要、 担保は取扱金融機関の 所定の条件	県知事から認定を受けた後、 取扱金融機関		
東北・沿岸地域中小企業振興特別資金	東北・沿岸地域の中小企業者で雇用の増加、 事業拡大、新分野への進出等に取り組む企業	設備資金 運転資金	5,000万円	設備・運転 15年以内(3年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人は不要、 原則として無担保	取扱金融機関	
いわて起業家育成資金	育成資金	資格、勤務経験等を生かし県内で新たに開業しようとする者(いわて起業家大学・大学院、創業塾の修了生を含む)	設備 4,000万円以内 運転 2,000万円以内	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人は不要、 担保は取扱金融機関の 所定の条件	原則として、商工会議所、 商工会又は いわて産業振興センター	普通銀行 信用金庫 (株)商工組合中央金庫
	創業資金	資格、勤務経験等はないが県内で新たに開業しようとする者 これから開業しようとする個人・法人 開業5年未満の個人・法人	1,000万円以内 2,000万円以内(情報技術/環境関連と 認められる場合は、3,000万円以内)	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.25%以内 3年超7年以内 年2.45%以内 の場合は、0.05%を減じた率とする。	0.7% 年0.45%～1.5%	第三者保証人及び担保は不要		
中小企業災害復旧資金	災害救助法の適用を受けた市町村区域(知事が特に認める罹災市町村区域を含む)において、 事業所等が罹災した中小企業者	設備資金 運転資金	1,000万円以内	設備・運転 10年以内(3年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.85%以内 3年超10年以内 年2.05%以内 セーフティネット1号～6号の場合は、 0.05%減じた率とする	年0.45～1.5% セーフティネット1号～6号 年0.7% セーフティネット7号・8号 年0.6% (県が保証料補給を行う)	第三者保証人及び担保は不要	罹災証明書の交付、市町村・ 商工会議所・商工会の確認を 受けた後、取扱金融機関	
企業立地促進資金	誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は 増設する者	設備資金	3億円以内(拠点工業団地5億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における 産業の活性化に関する条例第4条第1項の 規定による指定を受けた特定区域内にあつては20億円以内)で所要資金の80%以内	設備15年以内(3年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 10年以内 年1.8%以内 10年超15年以内 年2.0%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人は不要、 担保は取扱金融機関 の所定の条件	県企業立地推進課を 経由して取扱金融機関	岩手銀行、東北銀行 北日本銀行、信用金庫、 (株)商工組合中央金庫
ひとにやさしいまちづくり推進資金	不特定多数の県民が利用する民間の公共的 施設を設置・管理する方	設備資金	50万円から1,500万円以内 (特例5,000万円以内)	設備15年以内(1年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.2%以内 3年超10年以内 年1.4%以内 10年超15年以内 年1.6%以内			取扱金融機関	岩手銀行、東北銀行 北日本銀行、信用金庫
いわて建設業経営革新特別資金	建設業者で、新分野への進出や新技術の開発 等経営革新に意欲的に取り組む者(新たに事業 を開始して5年未満の者を含む。)	設備資金 運転資金	設備 5,000万円以内 運転 3,000万円以内	設備15年以内(3年以内) 運転10年以内(2年以内)	【固定】貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内		第三者保証人は不要、 原則として無担保	取扱金融機関	普通銀行 信用金庫 (株)商工組合中央金庫

「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる場合には、上記の保証料率から年0.1%の割引となります。

貸付を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査を経ることが必要となります。

【お問い合わせ先】 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 019-629-5542 (所管資金：商工観光振興資金、中小企業経営安定資金、小口事業資金、
創造的中小企業支援資金、東北・沿岸地域中小企業振興特別資金、いわて起業家育成資金、中小企業災害復旧資金)
県土整備部 建設技術振興課 019-629-5954 (所管資金：いわて建設業経営革新特別資金)

商工労働観光部 企業立地推進課 019-629-5562 (所管資金：企業立地促進資金)
保健福祉部 地域福祉課 指導生保担当 019-629-5438 (所管資金：ひとにやさしいまちづくり推進資金)

【県単融資制度に関する情報】 岩手県商工労働観光部経営支援課HP(<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=501&ik=3&pnp=17&pnp=62&pnp=501/>)

資金メニュー及び貸付利率等については、変更する場合がありますので、HPにて確認願います。

いわて農商工連携ファンドの概要について

県内中小企業者と農林水産業者の連携（農商工連携）による創業、または経営革新の支援を行い、地域経済の活性化をはかることを目的とした「いわて農商工連携ファンド」がこのたび組成された。今回は当ファンドの概要を紹介する。

助成対象の事業

1. 起業・新事業活動支援事業（事業者向け）

農商工連携による創業・起業または経営革新に向けた取り組み

助成対象外の事業として、農林水産業との関わりが、原材料調達・提供に留まる事業、申請内容と同一の事業で、他の補助金の交付決定を受けた事業、公序良俗等の観点から支援が適当でないと認められる事業

2. 支援機関による支援事業（支援機関向け）

助成の期間・今後の公募予定

助成期間：交付決定の日から最大1年以内、特に必要と認める場合、最大3年を限度に継続。

公募予定：第二回 7月公募 9月採択企業決定 9月～事業開始(平成22年8月まで)

第三回 11月公募 1月採択企業決定 平成22年1月～事業開始(平成22年12月まで)

助成制度を利用できる方

1. (1) 県内で創業・起業する者(助成金交付決定日から6ヶ月以内に創業・起業予定の者、または創業から3年以内の者)

(2) 県内に主たる事業所を有し経営の革新()を行おうとする中小企業者と農林漁業者の連携体

2. 中小企業者以外で経営の革新を行おうとする特定非営利活動法人等と農林漁業者の連携体

経営の革新とは、中小企業者の場合、新事業活動を行うことで、企業の付加価値額が3年で3%程度増加すること、農林漁業者の場合、連携事業に係る農林水産物の売上高が3年で1%程度増加することを言う。

助成制度を利用できる条件

「中小企業者と農林漁業者がお互いに連携し、互いの経営資源を活用して当該事業者にとっての新商品または新役務の提供を行う事業であること。」連携して行う事業とは、次の事業区分による。

- (1) 事業実施のために必要な市場調査・動向調査事業 (2) 新商品・新技術・新役務の開発研究または事業化に関する事業 (3) 販路開拓のために行う事業 (4) 経営、技術に関する研修等の人材養成のために行う事業

助成限度額及び助成率

助成限度額：500万円 助成率：1/2以内()の額

連携体を構成する一以上の者の事業所・事業拠点が、大船渡・釜石・宮古・久慈・二戸地方振興局管内に所在する場合は、2/3以内の額

公募手続き

1. 第二回目の公募は7月公募の予定。

2. 提出書類及び添付書類(正1部、副1部の計2部提出)

- (1)助成金交付要望書(様式第一号) (2)申請者概要書(別紙1) (3)事業計画書(別紙2)
- (4)決算書直近3期分 (5)許認可が必要な事業を行う場合、取得が確認できるものまたは取得が見込まれることを証するもの (6)法人の場合、商業登記簿謄本の写し (7)法人の場合、定款の写し
- (8)個人の場合、住民票抄本 (9)会社案内、パンフレット等 (10)その他必要な書類

3. 支援対象企業の選定

提出書類に基づき、いわて産業振興センターが現地調査を行い、外部専門家で構成する審査委員会で審査を行い決定する。なお、審査委員会では経営者の面談(ヒアリング)がある。

具体的な事業区分

次のいずれかの事業・経費が助成対象であり、複数の事業区分にまたがって事業を行うことも可能。

事業区分	事業のイメージ(例示)	助成対象経費
事業実施のために必要な市場調査・動向調査事業	・ 新商品や新サービスのアンケート調査 ・ 専門家による指導助言 (単なる調査事業の委託は対象外)	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料または損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他
新商品・新技術・新役務の開発または事業化に関する事業	・ 新商品等の開発に取り組む経費 ・ 新商品の成分分析 ・ 専門家による技術助言指導 (生産設備の購入は対象外)	原材料費、研究開発用の機械装置または工具器具の購入・製造・改良・据付・借用・保守または修繕費、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、委託費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料または損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他
販路開拓のために行う事業	・ 全国規模の展示会への出展 ・ 新商品の発表会 ・ 販路開拓のための企業訪問 ・ 専門家による指導助言	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料または損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他
経営、技術に関する研修等の人材養成のために行う事業	・ 技術習得のための研修受講 ・ 専門家を招聘しての社内研修	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料または損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

2 単なる商取引は事業に含まず、全体の事業計画には上記 または を含むこと。

本会支援のご活用を

本会では、今年度も「地域力連携拠点」として、経営力の向上や事業承継等、中小企業が直面する課題に対して、ワンストップできめ細かな支援を実施いたします。上記ファンド事業に関しても、いわて産業振興センターをはじめとする支援機関と連携しながら事業の実施を支援いたします。

また、公募等に関するご相談等も随時お受けいたしますので、本会 統括指導センター (:019-624-1363) までお気軽にお問い合わせ下さい。

雇用関係助成金の拡充、新たな奨励金の創設

厚生労働省では、中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金について、当該助成金を受給する事業者のうち、解雇等を行わない事業主に対して、助成率を上乗せすることを決めた。

これは、平成 21 年 3 月 23 日に行われた雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意に基づくもので、中でも「残業の削減・休業・教育訓練・出向等により雇用維持を図る、いわゆる“日本版ワークシェアリング”の労使の取り組みを促進させるため、雇用調整助成金の支給の迅速化や内容の拡充を図り、正規・非正規労働者を問わず解雇等をせずに雇用維持を図る支援を早急に行う」とされたことによる。

従来、事業活動の縮小を余儀なくされたことに伴い、その雇用する労働者について休業・教育訓練・出向を行う事業主に対し、中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金を支給してきたが、今回、上記政労使合意を踏まえ、残業削減により労働者の雇用維持を図る事業主を支援するため、新たに「残業削減雇用維持奨励金」が創設されている。

以下に、それぞれの助成金の詳細について紹介する。

中小企業緊急雇用安定助成金(中小企業向)・雇用調整助成金(中小企業以外向)

(1) 目的

企業収益悪化に伴う生産量減少、事業活動縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練、出向させることで雇用を維持する場合、休業・教育訓練・出向に係る手当の一部を助成。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者として6ヶ月以上継続して雇用されている方。

被保険者期間が6ヶ月未満の方(新規学卒者も含む)。

6ヶ月以上雇用されている被保険者以外の方(週所定労働時間20時間以上の方に限る)。

(3) 対象となる事業主

最近3ヶ月の生産量が、直前3ヶ月または前年同期比で減少(雇用調整助成金の場合、5%以上の減少)。

前期決算等の経常利益が赤字(生産量が5%以上減少している場合は不要)。

(4) 助成率の上乗せの要件

判定基礎期間(賃金締切期間)の末日の事業所労働者数が、比較期間(初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6ヶ月間)の月平均事業所労働者数と比べて、4/5以上であること。

判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6ヶ月間に、事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む)をしていないこと。

(5) 助成率

・ 中小企業緊急雇用安定助成金	通常の補助率	4 / 5	上乗せ後	9 / 10
・ 雇用調整助成金	"	2 / 3	"	3 / 4

残業削減雇用維持奨励金(中小企業・中小企業以外向)

(1) 目的

景気変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた場合、雇用する労働者や役務提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用維持を行う事業主を助成。

(2) 支給要件

売上高または生産量などの指標で、最近3ヶ月間の月平均値が、その直前3ヶ月または前年同期に比べ5%以上減少している事業所(中小企業の場合、直近の決算等の経常損益が赤字ならば、5%未満でも可)の事業主に対し、以下の支給要件を満たした場合に支給する。

判定期間の事業所労働者(事業所の雇用保険被保険者及び役務の提供を行う派遣労働者)の1人1月当たりの残業時間が、比較期間(計画届の提出月の前月または前々月から遡った6ヶ月間)の平均と比較して、1/2以上かつ5時間以上削減されていること。

判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して、4/5以上であること。

計画届の提出日から判定期間の末日までの間に、事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む)をしていないこと。

(3) 支給額

支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を受けている派遣労働者1人当たり・判定期間ごとに以下のとおり(上限は100人とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に雇い入れた人等は対象にならない)。

- ・ 中小企業事業主 有期契約労働者 15万円(年30万円)、派遣労働者 22.5万円(年45万円)
- ・ 中小企業事業主以外の事業主 " 10万円(年20万円)、派遣労働者 15万円(年30万円)

助成金についての問い合わせは、厚生労働省 職業安定局 雇用開発課(電話 03-3502-1718) 岩手労働局 職業対策課(電話 019-604-3004~3005)、または最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)まで。

中小企業の海外販路の開拓支援について

経済産業省・日本貿易振興機構(JETRO)、中小企業基盤整備機構では、中小企業の海外販路開拓を支援する特別プログラムを発表した。少子高齢化に伴う国内市場の縮小に直面する中で、成熟した欧米市場や国際的な景気悪化の状況においても成長著しい新興国市場等の海外市場は、獲得すべき需要先として極めて重要視されている。

当プログラムでは、輸出促進・海外進出につき、意欲と能力のある中小企業に対し支援を展開し、これらの海外販路開拓を促進すること、中央会等の支援機関との連携の下、案件の発掘や施策の利用促進を通じた中小企業の販路開拓を重点支援することが挙げられている。また、重点支援する中小企業の定義とは、経済産業省の支援関連法により認定(新連携・地域資源・農商工連携、海外市場を目指す JAPAN ブランド・経営革新・産業クラスター等)の対象企業となっている。

重点支援アクションプランの概要は以下のとおり。

各経済産業局が販路開拓すべき有力な市場や有力品目等の方針を定め、海外市場を目指す意欲と能力のある中小企業を、年間250社程度、集中的に支援。

香港や台湾での食品・飲料、ホテルレストランサービス等の専門見本市、ニューヨークの国際家具見本市等、約20ヶ所程度の海外見本市への出展を支援。

JETRO、中小企業基盤整備機構の専門家活用による事業戦略の策定支援、海外企業とのマッチング、海外百貨店等を活用したテストマーケティング提供等、事業ステージに応じた支援。

本件の問い合わせ先は、経済産業省グローバル経済プロジェクトチーム 電話：03-3501-1763 まで。

中小企業活路開拓調査・実現化事業 2次募集のお知らせ

全国中央会では、今年度の中小企業活路開拓調査・実現化事業の2次募集を、下記のとおり実施することとなった。なお補助事業の募集要綱・応募書類のひな型等は、全国中央会のホームページに掲載されている。

1. 募集数（予定。なお、全国枠での募集である。）

- | | | | |
|-------------------|---------|----------------------|---------|
| (1) 中小企業組合等活路開拓事業 | 40 組合程度 | (2) 組合等情報ネットワーク等開発事業 | 20 組合程度 |
| (3) 連合会研修事業 | 10 組合程度 | (4) 組合等自主研修事業 | 40 組合程度 |
| (5) 組合等Web構築支援事業 | 20 組合程度 | | |

2. 各事業の内容及び補助対象経費・補助金額・補助率

全国中央会のホームページ または 本会機関誌「ネクサス」2月号（NO.566）の14ページ「活路開拓事業等の募集」を参照のこと。

3. 募集期間

平成21年4月20日(月)～6月1日(月) 応募書類必着のこと。

本会では、活路等の助成事業の応募に際し、多くの助成希望が受け入れられるよう、計画書の作成等に関する支援を行っております。応募希望の組合等にあっては、是非とも本会支援の活用をご検討ください。

本件担当 連携支援部 電話 019-624-1363 FAX019-624-1266 e-mail:webmaster@ginga.or.jp

～ 地域力連携拠点「応援コーディネーター」のご紹介 ～

本会では、昨年度に引き続き、東北経済産業局より地域力連携拠点事業の委託を受けたことから、このたび、阿部敏雄（あべとしお）さんを「応援コーディネーター」として委嘱しましたので紹介します。なお、応援コーディネーターとは、連携拠点事業全般に関する企画の立案や監理調整、実地窓口相談への対応、県内中小企業者の抱える課題等の把握ニーズの発掘、外部専門家との連携等を担当します。どうぞお気軽にお声をおかけ下さい。



～ 会 員 情 報 ～

<p>岩手町商業協同組合 プレミアム商品券の発行</p> <p>岩手町商業協同組合（武田吉蔵理事長）では、定額給付金の支給に併せてプレミアム付き商品券のセットを1万円で販売、11,000円分の買い物ができる。</p>	<p>陸前高田商業振興協同組合 生活応援券の発行</p> <p>陸前高田商業振興協同組合（小谷隆一理事長）では、定額給付金の支給に併せてプレミアム商品券「生活応援券」を12枚セット1万円で販売、12,000円分の買い物ができる。</p>	<p>盛岡市材木町商店街振興組合 金色コインの商品券を発売</p> <p>盛岡市材木町商店街振興組合（宮沼孝輔理事長）では組合独自の「よ市」用コイン型地域商品券を販売。6ヶ月間限定使用で2枚セット900円で販売、千円分の買い物ができる。</p>
<p>ドンと市かわさき協同組合 いちご狩りで賑わいづくり</p> <p>ドンと市かわさき協同組合（佐々木正義理事長）では、組合の運営する道の駅かわさきを拠点とし、グリーンツーリズム推進事業の一環としていちご狩り等を実施、賑わいの創出を図った。</p>	<p>盛岡市肴町商店街振興組合 春まつりの開催</p> <p>盛岡市肴町商店街振興組合（豊岡卓司理事長）では、恒例の春まつりを4月29日に実施、当日は休日ということもあり多数の来街者が集い、穏やかな気候と相まって商店街は賑わいをみせた。</p>	<p>江刺川原町商店街振興組合 LEDで明るいまちへ</p> <p>江刺川原町商店街振興組合（菊地俊夫理事長）では、町内街路灯に発光ダイオード（LED）を使用、消費電力の9割低下を実現しつつ明るさもアップし、防犯や街の活性化に貢献している。</p>

欠損金の繰り戻しによる還付の請求について(国税庁)

青色申告書を提出している中小法人等の、平成 21 年 2 月 1 日以降に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰り戻し還付制度の適用が受けられることとなった。

すなわち、前年度は黒字であった法人が、経営悪化等により当年度では赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることが出来る制度の適用である。

この制度の適用を受けるためには、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書を期限内に提出し、かつ、その提出と同時に、納税地の所管税務署長に所定の事項を記載した還付請求書(2部)を提出する必要がある。手数料はかからない。

本件に関する問い合わせは、所管税務署 法人税担当係 また、還付請求書の様式は国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/Shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei2009/01.htm> 内を参照のこと。

出入国管理法の改正案が衆議院で審議中(法務省)

3月6日、出入国管理法の改正案が閣議決定され、第 171 回通常国会で審議中(衆議院)である。改正案では、外国人研修・技能実習制度での受入資格として、新たに「技能実習」を設けている。

現行の制度では1年目が「研修(労働関連法の適用なし)」となり、2～3年目は「特定活動(技能実習。労働関連法の適用あり)」とされている制度を改め、1年目から最低賃金法や労働基準法などの労働関係法令を適用する「技能実習」制度とすることが盛り込まれている。

但し、1年目の技能実習期間については、入国当初に日本語等の講習(非労働)を受入団体が2ヶ月間実施することも併記されている。また、2～3年目の技能実習期間に移行できる業種は、現行制度と同じく63業種のみとなっている。本件の詳細は、法務省仙台入国管理局 : 022-256-6076 まで。

障害者の雇用の促進に関する助成措置(厚生労働省)

厚生労働省と岩手労働局・ハローワークでは、中小企業事業主等が障害者の雇用促進を図るため、以下の助成金を用意している。

特定求職者雇用開発助成金

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる中小企業事業主に対する助成金を拡充。雇い入れ後6ヶ月毎に支給され、対象期間、助成金の総額は以下のとおり。

対象労働者	対象期間	支給額(総額)	
		拡充前	拡充後
身体・知的障害者	1年6ヶ月	90万円	135万円
身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者	2年	160万円	240万円
短時間労働者の身体・知的・精神障害者	1年6ヶ月	60万円	90万円

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業)において、ハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を始めて継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対する奨励金(但し、雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)であって、支給額は1人目の障害者を雇用することに対し、100万円。

特例子会社等設立促進助成金の創設

平成 21 年 2 月 6 日以降に設立する特例子会社または重度障害者を多数雇用する事業所であって、身体・知的・精神障害者を10人以上雇用する事業主に対する助成金の創設(但し、雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)。支給額は以下のとおりで、支給期間は3年間。

雇用障害者数		10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

中小企業等協同組合法の一部改正（火災共済・共済事業関連）

金融商品取引法の一部を改正する法律案（金融分野における裁判外紛争解決手続(ADR)制度の創設）が3月6日に閣議決定され、同法案に基づき中小企業等協同組合法の一部も改正（以下、「改正法」という）された。

改正法では、共済事業を行う中小企業等協同組合に ADR 制度が導入されることになったが、ADR 制度の対象となる共済組合とは、「共済事業を員外にも利用させている組合であること（法文中の表現では、「特定火災共済協同組合」若しくは「特定共済事業協同組合等）」とされており、共済事業を員外に利用させていない組合は、規制の対象外となっている。本件に関する問い合わせは、金融庁監督局 電話：03-3506-6000 まで。

省エネ法改正によりエネルギー使用量の記録が必要です

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正により、平成 21 年 4 月より 1 年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量の測定が義務づけられた。

これまで、一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理の義務が課されていたが、今改正により、事業者単位でのエネルギー使用量を 1 年間記録する必要があるとともに、企業全体での年間合計エネルギー使用量（平成 21 年 4 月～22 年 3 月まで）が、1,500kl 以上である場合は、平成 22 年度に「エネルギー使用状況届出書」を、管轄の経済産業局に届け出る必要がある。

本件詳細は、資源エネルギー庁（<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801/htm>）を参照。

供託の名称を悪用した詐欺に注意

最近、「センター」を名乗る者から「民事訴訟を起こされ、財産が差し押さえられる」などと書かれた葉書が送られてきたため、葉書に書かれた連絡先に電話をしたところ、弁護士を名乗る者に「口座に現金があると取られてしまうので、供託するように」などと言われ、実際に現金を振り込んだり、宅配便で送ったりするなどの被害があった旨の報告があった。

供託は、全国の法務局及び地方法務局で取り扱っているが、供託金の納入については、直接供託所の窓口で取り扱う供託所と日本銀行又はその代理店に納める供託所とがあり、これ以外での取り扱いはない。また、納入の方法についても、現金の納付のほかに電子納付を選択することもできる。

本件に関するお問い合わせは、法務省民事局 電話：03-3580-4111 またはお近くの法務局まで。

入国管理局を騙った振り込め詐欺に注意

入国管理局では、各種申請に関して事前に現金の振り込みを依頼する、入国管理局を騙る振り込め詐欺について注意を促している。

詐欺の手口としては、次のような電子メールを発信することで、現金の振り込みを指示するものである。「東京入国管理局では、日本政府の高度人材を確保するとの方針に基づき、ジャパン・エナジー(JOMO)への就職を斡旋している。就職希望者に係る在留資格認定証明書等の手続きは、東京入国管理局が代行するので、諸手続きに係る手数料を指定口座に振り込んでほしい」。入国管理局では、各種申請に現金の振り込みを依頼することはない。本件に関するお問い合わせは、東京入国管理局総務課 電話：03-5796-7250 まで。

土地登記に係る登録免許税の改正

土地の売買による所有権移転登記等に係る登録免許税について、当初、本年 4 月 1 日より引き上げとした税率を 2 年間据え置き、平成 23 年 4 月 1 日から段階的に引き上げる（所有権移転登記...h23.3.31 まで 1%、h23.4.1 より 1.3%、h24.4.1 より 1.5%。所有権信託登記...h23.3.31 まで 0.2%、h23.4.1 より 0.25%、h24.4.1 より 0.3%。）こととなった（租税特別措置法第 72 条）。本件に関するお問い合わせはお近くの税務署まで。



情報連絡員レポート

景況感は底ばい状態(平成21年3月)

全体の概要

3月は、世界的な景気後退による輸出の減少と内需の冷え込みが、大幅な受注減と操業の低下を引き起こし、厳しい経営状況にある。緊急雇用安定助成金、雇用調整助成金を活用し雇用維持している。また、消費意欲も低下したままのうえ、販売価格は値下がり傾向にあり、売上の落込みが大きくなっている。県内中小企業の景況は、先行きに危機感を抱いており、底ばい状態が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

小麦の価格の下げによる新販売価格は未定、内麦の値上げは学校給食に及ぼす影響が大きいと懸念。

めん類製造業

小麦の価格は下がるが市場への還元は微々たる金額。需要と供給のバランスが崩れていく一方である。

菓子製造業

原材料の小麦粉等は一部値下がるが、乳製品等は依然高止まりが続き収益を圧迫し続けている。

一般製材業

住宅着工低迷、製材品の動きなし。素材生産も荷動きの低迷や合板工場・チップ工場等の入荷調整など一段と苦しい生産活動を強いられている。

チップ製造業

パルプの輸入・輸出不振等で製紙各社は減産を一段と強化、チップ出荷規制が強まり先行き不透明。

生コンクリート製造業

総出荷量が減少している。景気の悪化と公共事業削減の影響と思われる。

銑鉄铸件製造業

ユーザーからの強硬なコストダウン要請、応じないと受注量が確保できない状況である。

家庭用機械器具小売業

景気悪化のためか、買控えが進んでいる。

各種商品小売業

来店客数は賑わいを見せているものの、大型店舗の苦戦が目立ち総売上はマイナスに歯止めがからず。

商店街(盛岡市)

観光客減少、「ついで買い」も少なくなった。コストダウンにも限界、大変厳しい状況。

自動車整備業

売上は前年割れが続いている。店別格差鮮明になりつつある。県内の車両保有台数も減少傾向である。

建物サービス業

売上等すべてにおいて悪化のまま長く厳しい状況が続いている。新年度の契約もかなり厳しい。

電気工業業

厳しい状況に変わりなし。

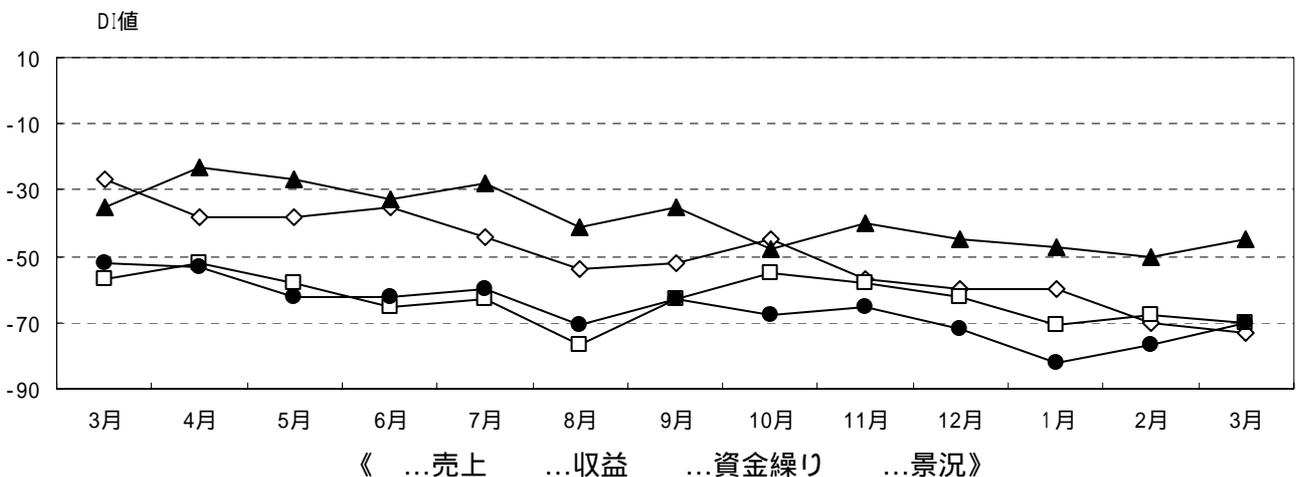
倉庫業

自動車産業の不況が多方面の企業に影響していると思われる。通常では繁忙期、今年は動きが悪い。

一般乗用旅客自動車運送業

長引く不況の影響により収益は依然として減少傾向。厳しい経営環境が続いている。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H20年3月~H21年3月)



平成 21 年度 第一四半期 官公需発注情報

国等の中小企業向けの物品の発注計画は次のとおり。

盛岡市より工事の発注情報は、紙面の都合により、別途建設関係組合等に資料を送付します。

【役務】

発注部署名	役務の名称	役務の内容	入札期日	入札場所	連絡先
(独立)森林総合研究所林木育種センター東北育種場	東北育種場複合多目的棟外整備工事実施設計業務	東北育種場複合多目的棟外整備工事の実実施設計業務	5月中旬～6月上旬	会場会議室	東北支所会計課 019-641-2150
国土交通省東北地方整備局胆沢ダム工事事務所	函面作成単価契約	函面の青焼き	5月頃	胆沢ダム工事事務所	総務課 0197-46-4711
	自動車等修繕単価契約	自動車修理	6月頃	同上	
(独立)農業食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター	作業環境測定	実験室等の作業環境の測定	5月～6月頃	東北農業研究センター	会計課用度係 019-647-2145
盛岡地方法務局	管内庁舎清掃業務一式	各庁舎内の床ワックス清掃、繊維床清掃、窓清掃	6月中旬	盛岡合同庁舎2号館会議室	会計課用度係 019-624-1141

【工事】

発注部署名	工事内容				入札時期	連絡先
	工事名	工事場所	工事概要	工期		
一関工業高等専門学校	一関高専南寮耐震補強工事	岩手県一関市萩荘字高梨	耐震改修 RC-3	約4ヶ月	6月頃	会計課施設係 0191-24-4713
国土交通省東北地方整備局胆沢ダム工事事務所	胆沢ダム周辺維持工事 胆沢ダム若柳地区改良復旧工事	岩手県奥州市		約9ヶ月	6月頃	総務課 0197-46-4711
		同上		約8ヶ月	6月頃	
岩手大学	教育学部2号館等トイレ改修工事、トイレ改修電気設備工事、トイレ改修機械設備工事	岩手大学構内	トイレの改修	約3ヶ月	5月～6月頃	財務部調達管理課 019-623-5171
盛岡地方法務局	釜石法務合同庁舎取り壊し	釜石市大只越町1-9-4			5月頃	会計課用度係 019-624-1141

主要日誌 (4月1日～4月30日)
中央会主催事業

- 4/17 中央会第1回理事会
中小企業振興奨励賞選考委員会
- 4/22 組合税務講習会
- 4/27 平成21年度市町村ネットワーク会議

関係機関・団体主催行事への出席等

- 4/15 盛岡市新事業創出支援センター運営委員会

- 4/20 国民体育大会岩手県準備委員会
- 4/21 岩手県職業能力開発協会理事会
- 4/21 都道府県中央会事務局代表者会議
- 4/22 勤労者福祉サービスセンター運営検討委員会
- 4/23 岩手県中小企業再生支援協議会全体会議
- 4/27 中小企業金融連絡会議
- 4/28 岩手県産官学連携連絡会